

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	日電ホールディングス株式会社 代表取締役社長 植村剛嗣
【住所又は本店所在地】	兵庫県西宮市甲子園口1丁目14番24号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年10月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	J M A C S 株式会社
証券コード	5817
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	日電ホールディングス株式会社
住所又は本店所在地	兵庫県西宮市甲子園口1丁目14番24号
事務上の連絡先及び担当者名	J M A C S 株式会社 福田直也
電話番号	0795-46-1697

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	植村 瑠美
住所又は本店所在地	兵庫県西宮市
事務上の連絡先及び担当者名	植村 瑠美
電話番号	0798-65-2518

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No. 7
訂正される報告書の報告義務発生日	2024年10月3日
訂正箇所	令和6年10月11日付で提出した変更報告書No.7の表紙と記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、以下のとおり訂正いたします。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者2の保有株式のうち2024年7月18日に取得した14,060株については、発行者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、同契約により、提出者2は当該株式について、2024年7月18日から2044年7月17日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

提出者2は、株式会社みなと銀行との間で、金銭消費貸借契約の締結に伴い、令和6年10月3日付で、保有株式125,760株を担保提供する旨合意いたしました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者2の保有株式のうち2024年7月18日に取得した14,060株については、発行者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、同契約により、提出者2は当該株式について、2024年7月18日から2044年7月17日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。